

煙火消費計画書

(該当する□印にレ点を付け、その他の場合は□の中に具体的に記入すること。)

1 煙火購入先の名称又は氏名、住所並びに電話番号

●●煙火製造所(株)
●●市●●町●●番地 電話 0000-00-0000

ゴム印で可

2 主催者における煙火消費責任者として総括責任者並びに総括責任者を補佐する者を選任する。

	氏 名	主催団体での役職名
総 括 責 任 者	●● ●●	●● (例：副会長、煙火係長等)
同 上 補 佐	■ ■ ■ ■	■ ■

3 煙火の管理

(1) 煙火置場

設置しない

一筒一発など事前に仕込みが完了するため、消費時において保管すべき煙火がない場合。

主催者側の煙火責任者を記載。(主催者代表者でなくてもよい。)

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

設置する

ア 位置 打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20m以上離れた風上とする。

地形上やむを得ないため打揚筒の場所から□mの位置とする。

イ 構造 (当日の天候等により変更する場合もある。)

小屋組 テント張り シート張り 有蓋車

その他 □

ウ 責任者 ○○ ○○ □

エ 容器 木製 段ボール製 難燃性・不燃性容器

その他 □

4 煙火の取扱

(1) 消費場所内の運搬

有 無

煙火置場から筒場への移動等をいう。
原則として木製又は不燃性容器等とし、段ボール箱による場合は火の粉が入らないような措置を実施。

(2) 容器 木製 段ボール製 難燃性・不燃性容器

その他 □

(3) 筒場等における取扱

容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

その他

(4) 点火の方法

すべての点火方法について記載してください。

電気 焼き金 ロー火 導火線・速火線

その他

(5) 消費の順序等

時間	種類	噴出	噴出	噴出	打揚煙火	打揚煙火	打揚煙火	乱玉	百花園
		(手筒) 300g	(手筒) 2400g	(台付) 4000g	9cm玉	12cm玉	15cm玉		
○時～	●時	20本	10本	2本					
●時～	▲時				100個	40個	25個		2台
▲時～	△時				100個	40個	25個	2台	
時～	時								
時～	時								

5 煙火の種類

打揚煙火 申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。

仕掛煙火 別添明細のとおり

噴出煙火 別添噴出煙火消費計画書のとおり

パラシュート、傘など空中を漂うもの。

6 危害予防の方法

(1) 警戒措置

煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。

その他

(2) 道路規制

有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）

無

(3) 防護措置等

不要（離隔距離 20m以上）

要（離隔距離 0 m）

防護措置等

畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。

ヘルメット等の安全対策の実施

直径3cmを超える打揚煙火を消費する場合は、打揚筒から関係者との離隔距離が20m以上必要となります。なお、防護措置等を実施した場合は、その距離が状況に応じて減免されます。

防護措置が必要な場合は、両方にチェックを入れてください。

(4) 不発煙火の回収

ア 回収指揮者

イ 回収従事者数 名

ウ 回収の時間 終了後 終了時から 時まで

翌日 時から 時まで

7 事故発生時の措置

直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報する。また、現場の保存と安全対策を行い警察官に届出ると同時に許可行政庁に通報する。

[通報先：許可行政庁]

行政庁名	岡崎市消防本部
電話	119 又は (0564) -21-5151

8 煙火取扱従事者等（噴出煙火消費者については、別紙）

(1) 従事者名簿

氏名	生年月日	住所	作業分担	煙火消費 保安手帳		経験	
				有	無	有	無
岡崎 消太	S00.00.00	●●市●●町●●	全	レ		レ	
消防 太郎	S00.00.00	●●市●●町▲▲	全		レ	レ	
煙火 三郎	S00.00.00	●●市●●町■	全		レ		レ
従事する可能性のある方についても、全員記載してください。							
○○ ○○	S00.00.00	●●市●●町■	連絡員		レ		レ

※1 作業分担の欄には、統括責任者に◎印、筒場責任者に○印、煙火置場責任者に△印を記載する。なお、小規模で責任者を兼務する場合は全と記載する。

2 煙火取扱従事者との連絡あるいは危険区域内の警戒措置等のため危険区域に立ち入ることが必要と主催者が認めた者は、安全確保の指導を受けヘルメット等の安全対策及び関係者であることがわかる措置を講ずることとし、作業区分欄に役割を明記すること。

9 消費場所配置図

① 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置及びそれら相互の距離並びに筒場等からの安全な距離を

明示すること

② 危険区域の

- ・ 打揚筒などからの安全な距離の表示及び危険区域（立入禁止区域）の範囲と警戒措置がわかるように記載してください。
- ・ 防護材を使用する場合は、その内容を併せて記載してください。
- ・ 離隔距離を取って点火する場合は、点火位置と筒との距離を明示してください。

岡崎市における安全な距離について

打揚煙火（スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。）の安全な距離

煙火玉の大きさ		距離（メートル）	
直径	呼称	細工物	星物
3センチメートル以上 6センチメートル以下	1号 2号	50	50
6センチメートル超 9センチメートル以下	2.5号 3号	100	100
9センチメートル超 12センチメートル以下	4号	120	130
12センチメートル超 15センチメートル以下	4.5号 5号	140	160
15センチメートル超 18センチメートル以下	6号	150	170
18センチメートル超 24センチメートル以下	7号 8号	200	200
24センチメートル超 30センチメートル以下	10号	230	250
30センチメートル超 60センチメートル以下	15号 20号	330	360
60センチメートル超 90センチメートル以下	30号	400	460

仕掛煙火等の安全な距離（打揚げるものについては単発物も含む。）

煙火の種類	距離（メートル）
枠仕掛、文字、絵型等	20
水上仕掛、水中金魚等	20（移動範囲から）
花車	20
吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	20
花束	20
打ち揚がるものの内容物外径が30ミリメートル未満のもの	20
筒を傾斜させて打ち揚がるもので内容物外径が30ミリメートル未満のもの の打ち出し方向	50
地雷、地割	打揚煙火の距離
綱火	10（移動範囲から）

噴出煙火の安全な距離等

区分	薬量（グラム）	筒の噴き出し方向の前後（メートル）	筒の側面（メートル）	筒相互の間隔（メートル）	
手筒煙火	600以下	直立し点火するもの	—	5	1.5
		上記以外のもの	10	5	1.5
	600を超え1,200以下	15	10	2.0	
	1,200を超え1,800以下	20	15	2.5	
	1,800を超え2,400以下	25	20	3.0	
	2,400を超え3,000以下	28	23	3.5	
	3,000を超え4,000以下	30	25	4.0	
噴水煙火	6,000以下	—	手筒煙火の薬量区分に準ずる。ただし、4,000グラムを超えるものは30メートルとする。	点火者の安全が保てる距離以上とする。	

なお、防護措置を実施した場合には、安全な距離の減免があります。

注 当日の風向等により変更することがあります。なお、変更する場合においても危険区域境界まで安全な距離を確保し、危険区域の変更は行いません。

10 仕掛煙火の明細

① 仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

- 仕掛煙火の内容と固定方法がわかる図面等を添付してください。
- 中国小型煙火は、輸入煙火明細書を添付してください。